

幼児教育の無償化について (平成31年10月から)

①幼稚園、保育所、認定こども園等

『対象者・利用料』

○幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する**3歳から5歳の全ての子供の利用料が無償化**

○0歳から2歳児の子供の利用料については、**住民税非課税世帯を対象として無償化**

※実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外

②幼稚園の預かり保育

③認可外保育施設等

④その他

幼児教育の無償化に伴い、これまで給付費に含まれていた副食代を保護者から実費徴収することとなる。

【対応】

国・・・年収360万円未満相当の世帯は副食代を免除

市・・・これまで市単独事業として、副食代を含めた保育料無償化を実施してきたが、その対象世帯に新たな費用負担が発生することがないように、市単独事業として、引き続き、副食代の無料化を実施していく。併せて、幼稚園等におきましても、同程度の補助を実施していく。